

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合及び第20条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
 - (2) 第2次総長候補者の決定
 - (3) 総長予定者の決定
 - (4) 総長の解任の申出の決定
 - (5) 求められる総長像の決定
 - (6) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
 - (7) 大学総括理事の設置
 - (8) 運営方針委員の選任及び解任
 - (9) 運営方針委員の任期に関する事項
 - (10) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃
- 2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。
- 3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

- 3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与えるものとする。
- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

(選考の開始の公示)

第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦)

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦)

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

(候補者の選定)

第11条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、第7条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるものとする。

(告示及び通知)

第12条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合
- (4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考・監察会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

第4章 総長の間接評価

(実施方法)

第18条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

- 2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求めるものとする。
- 3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。
- 4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

(通知及び公表)

第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

- 2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第20条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。
- 2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

沿革

東京大学総長選考・監察会議内規

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽第2章 人事

沿革情報

◆平成16年04月01日 総長選考会議可決

◇平成16年06月15日

◇平成20年01月22日

◇平成20年06月17日

◇平成22年09月21日

◇平成24年04月18日

◇平成26年07月08日

◇平成27年03月13日

◇平成27年11月20日

◇平成30年03月20日

◇令和02年04月28日

◇令和04年03月16日

◇令和06年01月24日

◇令和06年09月26日